

<研究報告>

**コミュニズムの理念と「人権」**  
— コスタス・ドゥジナスによるラディカルな再構成 —

関 良徳 信州大学学術研究院教育学系

キーワード：コミュニズム，人権，ドゥジナス，抵抗，革命

1. はじめに

二十世紀末、ベルリンの壁崩壊とソビエト連邦解体を受けてコミュニズムは瀕死の状態にあった。しかし今世紀初頭、ネオリベラルな資本主義によって引き起こされた世界規模の経済危機がコミュニズムの理念を甦らせる。アラン・バディウ、スラヴォイ・ジジェク、コスタス・ドゥジナスらが中心となって開催された国際会議「コミュニズムの理念」には予想を遥かに上回る参加者が集い、活気に満ちた議論が繰り広げられた<sup>1</sup>。本稿はこの会議でのドゥジナスの議論をもとに、彼が提起する新たな「人権」の概念について論ずる。

ドゥジナスの法理論は、リベラリズムの人権論がネオリベラリズムの統治を正当化するとともに、今日まで続く経済的格差や不平等を隠蔽しているとの批判を前提としている。他方、1970年代にはソビエト連邦でのいわゆる強制収容所問題が明るみに出たことから、コミュニズムを擁護する哲学者たちによる人権概念の批判的救済（関 2022：238-244）も積極的に試みられた。しかしドゥジナスは、そうした人権概念の救済に対しても批判的であり、さらにラディカルな独自の「人権」概念の構築を試みている。そこで本稿では、彼がコミュニズムの理念の下、「平等」や「抵抗」、「革命」といった概念の再検討をつうじて構築しようとしている「人権」の姿を明らかにする。

2. 人権をめぐるアディキア

2.1 「権利」の逆説

自然権論に関するリチャード・タックの史的研究によれば、「権利 (ius)」という概念は領有、占有、所有などの、物に対する「支配 (dominium)」の観念と深くかかわっている。古代ローマでは元々 dominium は物に対する支配を指す言葉であったが、ローマ帝国後期には ius と dominium とが今日の「権利」に類似した用法で（但し、今日とはまったく異なる理論の下で）使われるようになったと言われる（Tuck1981：13）<sup>2</sup>。その後、一二世紀には、ローマ法学者たちによって dominium が絶対的支配権として定義されるようになり

<sup>1</sup> この国際会議は、2009年3月にロンドン大学バークベック・カレッジ人文科学研究所で開催された（ドゥジナス／ジジェク 2012：11-13）。

<sup>2</sup> Tuck1981については、深田 1990 で詳細な分析がなされている。

(ibid : 15), *dominium* と *ius* の同化が進むことになる。さらに一三世紀後半から一四世紀中葉に繰り広げられた、フランシスコ修道会とドミニコ修道会とのいわゆる清貧論争では、オッカムのウィリアムが「自然権 (*ius naturale*)」という言葉を用いて、物に対する使用権 (*ius utendi*) を自然人が有していると主張する<sup>3</sup>。こうした過程で重要なのは、後に「人権 (*human rights*)」と呼ばれる観念の元となる「自然権」という概念が物に対する *dominium* をめぐる論争の中で生み出されてきたという点である。つまり、自然権はその歴史的背景の一つとして「私有財産権や資本主義的営みを正当化していこうとする考え方」(深田 1990 : 183) に由来するのであり、そうした思考様式は今日まで続く人権の観念にも引き継がれることとなるのである。

しかしドゥジナスは、人権の観念がこうした史的系譜を有することを指摘する一方で、この観念がもう一つの、言わば逆説的とも言うべき系譜を辿ってきた点に着目する。彼はマルクス主義哲学者エルンスト・ブロッホの議論に依拠しながら検討を進める。

それでは、この統制的で権威主義的な規範的権利から主観的な**権利主張**のアンビバレンスへと向かおう。権利はまず債権者のためにつくり出されたが、その後、搾取され抑圧された者、辱められ蔑ろにされた者によってまったく別の仕方で用いられた。まさに、**革命闘争の主観的スローガン**として、権利はその比類なき第二の意味において出現し、この**主観的要素**として積極的に機能した。それは一元的な客観法の力の源泉とは異なる、主観的権利の二つの起源に由来する。すなわち、ローマ私法と革命のエコノミーをつうじて権利主張という特性がもたらされたのである (Bloch 1977 : 247)。

この記述からドゥジナスは、*dominium* に由来する「権利」が革命闘争へと向かう抵抗と反乱の権利として再構成されたことを確認する。そのうえで彼は、私有財産を制度として保障し、階級社会を支える法秩序の基盤を形成した「権利」の概念が法秩序の転覆を企図する革命とそこへ向かう抵抗とを正当化する論理、すなわち革命権や抵抗権として再構成されるというアンビバレンス＝逆説を問い直す。ここでドゥジナスは再びブロッホの議論を参照する。

少なくともギリシア以来、人々が抑圧からの解放や人間の尊厳を志向しているという点で一致していることは明らかである。しかしすでに述べたとおり、この意志のみが不変なのであり、「人間」やそのいわゆる「恒久の権利」自体は不変ではない。時代や場所を問わない万人による自然な合意が存在するという仮定は、特に法的事象の場合、自然法の構成の基礎にある確信と明らかに対応している (ibid : 218)。

<sup>3</sup> 但し、オッカムのウィリアムは自然人が物に対して *dominium* を有しているとは主張していない (Tuck 1981 : 23)。

ブロッホは抑圧からの解放や人間としての尊厳を求める人類の意志の不変性を主張して自然法を擁護する<sup>4</sup>。ここからドゥジナスは、人間の不変の意志の下で変化を遂げた権利の「規範性に潜むラディカルなポテンシャル」（ドゥジナス／ジジエク 2012：140）の再定位こそが重要であると主張する。「権利」の概念に劇的な変化をもたらした革命闘争とはフランス革命であり、フランス人権宣言には「抵抗の権利」が刻み込まれている<sup>5</sup>。ドゥジナスは「革命の権利を憲法に組み込むことは、普遍的平等の宣言と同様、ラディカルな規範的刷新であった」（同書：149）と述べ、解放と尊厳を求める人々の不変の意志が「権利」を再構成し、そこに新たな規範性が生み出されたことの意義を強調する。

しかし、「権利」の概念と結び付くことで生み出された抵抗と革命のラディカルな規範的ポテンシャルは、革命の成就とともにその姿を隠す。それは「既存の体制における反乱は・・・すべての法の転覆である」（カント 1999：189）というイマヌエル・カントの言葉に示されるとおり、法体系の内部にその法体系を破壊する権利を規定することが「法の自己破壊」という逆説＝パラドクスを認めることに他ならないからである。

こうした革命権批判の理論構成は、その後の人権宣言や人権運動にも影響を及ぼした。その典型は一七九五年の人権宣言における抵抗権の削除であり、その後も、法秩序の維持そのものを目的とする — それゆえ、法維持的暴力（ヴァルター・ベンヤミン）とも呼ぶべき — 人権法の体系が存続し、一九四八年の世界人権宣言でも「最後の手段として反逆に訴える」ことが否定されることとなる<sup>6</sup>。しかしそれでもなお、各地で既存秩序への抵抗や抗議、占拠や蜂起が繰り返され、人々の不変の意志が革命権を亡霊のように浮かび上がらせているという事実にドゥジナスは注意を促す。権利はつねに逆説的な方向への規範的ポテンシャルを保持し続けているのである。

### 2. 2 アディキアと抵抗／革命への権利

抵抗権／革命権という逆説的な権利の規範性とその永続的回帰について、ドゥジナスはテクネー (techne)、ディケー (dike)、アディキア (adikia) という三つの概念を用いてさらなる分析を試みる。彼はまず、ジャック・デリダに言及しながら、アディキアの中心性 — あるいは、前提としてのアディキア — から説き始める (デリダ 2007：72)。アディキアとは「不正」であり、「永続的な無秩序と闘争」を意味する。そして、これに応答するのが普遍的秩序としてのディケー、すなわち正義である。ディケーは圧倒的な力を備えた摂理

---

<sup>4</sup> ブロッホは自然法を擁護する一方で、その観念に含まれるブルジョワ法的な幻想は排除している (Bloch 1977：Kap.21)。

<sup>5</sup> 一七八九年のフランス人権宣言（人および市民の権利の宣言）では、第二条に「すべての政治的結合の目的は、人の自然かつ消滅しえない諸権利の保全にある。これらは、自由、所有権、安全および圧政に対する抵抗である。」と記載されている。

<sup>6</sup> 抵抗と革命に対するカントの議論および、その影響を受けた人権宣言の変容については、関 2020：73-76 を参照。

であるが、人間の暴力的かつ創造的な力であるテクネー（知、技術、法）と対峙し、終わりのなき闘争としてのアディキアを導く。ドゥジナスはこうした概念構造をアナクシマン드로スの断章やソフォクレスの『アンティゴネ』についての解釈から導き出すことで、正義と不正、抵抗と革命についての分析を試みる。

彼によれば、アディキアは「神と世界との架橋不可能な懸隔，階級闘争，自－他の分裂，友／敵の対立，死の欲動」（ドゥジナス／ジジエク 2012：147）などと呼ばれてきたものであり、これらを解消しようとする企ては悉く失敗に終わった。そして、正義論はその失敗の最古のものであると言われる。なぜなら、古代より正義論は公正な社会の条件を構想してきたが、その原理は「不確実性と論争の中で曇らされてきた」（同書：146）からである。これに対し、不正は「つねに、明快さ，説得力，緊迫感をもって感得されてきた」（同頁）と言われる。これはすなわち、正義が実践されたとしてもその帰結に対して人々は即座に不正の感覚を抱くということを含意しており、正義の実践はつねに困難に直面することとなるのである。それゆえドゥジナスは、「正義と不正の弁証法はその総合に至ることがない」（同頁）と結論づける。

さらに彼は、この概念構造をフランス人権宣言にあてはめることで、抵抗と革命の権利についても検討を試みる。フランス革命では「革命」というテクネーが前近代的ディケーと対峙し、その結果として古典的格率（「各人に各人のものを」とキリスト教的理念（「すべての人間はイエス・キリストにおいて一つである」）との一致の下、フランス人権宣言においてディケーの近代的変容が実現した。すなわち、「固定化された存在論的世界における自然の摂理によって決定されていた前近代的な（道徳的および法的）権利が、すべての者に備わる一連の個人権へと変化した」（同書：149）のである。この時、テクネーとしての革命も人権宣言の中に組み込まれることとなった。しかし「テクネーはディケーの緩和剤（palliative）として作用する」（同書：157）というドゥジナスの言葉のとおり、革命権は以後の人権宣言から削除される。ここで再び、ディケーとテクネーの対立が始まる。抵抗／革命への権利は法体系から削除されても徘徊を続け、再び現れる。その契機となるのが、近代的ディケーによって宣言された「平等」— 法の下での平等，あるいは機会の平等 — によっても解消されえなかった不平等であり、この近代的ディケーへの不信感あるいは不正の感覚がアディキアを導くのである。

さらに、アディキアには政治、理論、主体という三つの様相があるとドゥジナスは指摘している。政治的様相とは、人間の行為と世界秩序との対峙であり、理論的様相とはそれぞれの時代状況に抗って提起される理論的・哲学的応答である。それは、法の下での平等が宣言されてもなお拡大を続ける階級格差や経済的格差への批判あるいは抵抗としての政治運動であり、マルクスによる資本主義への理論的応答としてのコミュニズムである。そして各々の様相は「アディキアに抵抗し、それをラディカルに変革する主体を産み出すことで、それ自身の主体性を創出する」（同書：145）。ドゥジナスがしばしば指摘するとおり、アディキアが抵抗と革命の闘士（militants）を育てるのである。

しかし革命と正義、すなわちテクネーとディケーとの闘争が終焉を迎えることはない。一方が実現されても、その背後には必ず他方が潜んでおり、それゆえアディキアは両者の裂け目であると同時に各々を架橋するものであるとも言われる。したがって、一七八九年のフランス人権宣言に刻印された抵抗権がその後、削除されたとしても、抵抗／革命への権利は再び亡霊のように — あるいは、抑圧された無意識のように — 甦り、アディキアは永遠に続くのである。

### 3. 人権・平等・主体化— ランシエールとドゥジナス

#### 3. 1 「ポリス」／「政治」

dominium に由来する「権利」の概念は自然権論を経由して人権宣言と憲法の人権条項とを構成することになるが、それは同時に、dominium の原義のとおり、私有財産制度を基盤とする資本主義社会を支える重要な概念であり続けた。「人権」は荒々しい革命闘争の舞台を離れて政治性を失うこととなるが、その後は、階級支配を隠蔽し維持する装置としての役割を果たすこととなる。しかしそれでもなお、人権の観念は人々が抱く不平等や抑圧の感覚を際立たせるものでもあり続け、抵抗権や革命権というかたちで再び私たちの元へと回帰する。これについてドゥジナスは、「人権は二重の登記の下で動作する」（同書：152）と表現している。彼はそこで、ジャック・ランシエールによって提起された「ポリス」／「政治」という二項対立的な概念の批判的検討をつうじて、人権の二重性が抱える困難を明らかにするとともに、それを乗り越えるための人権概念の構築へと向かう。

ランシエールが「ポリス」<sup>7</sup>という概念によって示すのは「集団への参加と同意、権力の組織化、地位と職業の分配、この分配の正当化のシステムなどが働くプロセスの全体」であり、それは「本質的に、当事者の分け前があるかないかを定義している、一般的には不文律の法である」（ランシエール 2005：58-60）。そして、この定義を行うためには、その前提として分け前のある者もない者もすべてが登録されている「感性的なものの布置（la configuration du sensible）」の定義を必要とする。それは、行為の仕方、存在の仕方、話し方によって身体に地位や役割を割り当てる「身体の秩序」とも言うるものであり、例えば、特定の言葉を言説（つまり、人間の言葉）として聞こえるようにする一方で、特定の言葉を単なる音（人間ではない動物の鳴き声や物音）としてしか聞こえないようにする。この感性的次元の秩序が集団への参加や社会的な身分、地位、権利を持つか否かというポリスの不文律を生み出し、人間集団を切り分ける。

これに対して「政治」は「ポリス」に対立する概念として定義される。すなわち「当事者を決め、分け前があるかないかを定める感性的な布置を、定義上その布置のなかに場所をもたぬ前提、つまり分け前なき者の分け前という前提によって切断する活動」（同書：60-

<sup>7</sup> ランシエールの「ポリス」概念がミシェル・フーコーの統治性研究の影響を強く受けたものであるという点については、鈴木 2003：71-74 を参照。

61) が「政治」と呼ばれる。「政治」はポリスの秩序を破壊し、感性的なものを再配置することで、「今まで見られる場をもたなかったものを見えるようにし、音だけがあったところに言説が聞こえるようにし、音としてしか聞かれなかったものを言説として聞こえるようにする」(同書: 61) 活動である。古代ローマではロゴスをもたないとされた平民が貴族を真似た発話をすることで、貴族支配の秩序を形成する感性的なものの布置に亀裂をもたらした。また近代西欧社会においては、市民権をもたないとされた女性や有色人種が市民権をもつ者として振る舞うことで、白人男性による支配を正統化する感性的次元の秩序に楔が打ち込まれた<sup>8</sup>。これらの例こそ、ランシエールが定義した「政治」による「ポリス」の切断であり、破壊であり、再構成である。

この「ポリス」／「政治」という二項対立的な概念には、コミュニズムの観点から人権を検討するうえで重要な二つの概念が含まれている。それは「平等」と「主体化」である。ドゥジナスは「平等」という概念について、ランシエールのポリス／政治を高く評価する一方で、「主体化」という概念については困難な課題の存在を指摘する。そこで次に「平等」と「主体化」という二つの観点から、ランシエールの「人権」概念について検討を行う。

### 3. 2 前提としての「平等」

ランシエールによる「政治」の定義では、「分け前なき者の分け前」が前提とされ、この前提の下に感性的次元における「ポリス」の秩序が切断される。ここで、分け前なき者の分け前を前提とするということは、すなわち、すべての者に初めから分け前があるということに他ならず、それはランシエールが「平等」の理念を前提に「政治」が存立していると考えていることを示唆している。それゆえ彼は「政治が行うのは、状況に合ったかたちで平等に現実性を与え、係争というかたちでポリス的秩序の中心に平等の確証を刻み込むことだけである」(同書: 63-64) と述べ、「平等」の位置づけについて次のように説明する。

平等は、政治によって応用される与件や、法によって具体化される本質でもなく、法が到達することを目指す目的でもない。平等とはそれを適用する実践のなかにはっきり見分けられるはずの前提でしかない。(同書: 66)

つまり、ランシエールにとって「平等」は前提であり、それは唯一の普遍である(同書: 75) とされる。ここで指摘しなければならないのは、彼が「平等」を「前提」や「普遍」として定位する時、それは人間の「知性の平等」という、動かしがたい公理にもとづいているという点である。この公理は、フランス人教師ジョゼフ・ジャコトが亡命先であったオランダ(ルーヴェン大学)で実施した教育実践の経験を元にランシエールが導いたもの

<sup>8</sup> ランシエールが例として挙げるのは、オランプ・ドゥ・グージュやローザ・パークスといった人々である(関 2022: 243 および注 13, 14)。

である（ランシエール 2011）<sup>9</sup>。ランシエールによれば、「知性の平等」は実現されるべき目標や目的ではない。人が言葉を話すというだけで、すでに知性の平等は「前提」として存在しており、それは「公理」として位置づけられるべきものである。それゆえ、知性の平等は検証の対象でもなければ、現実化されるべき本質でもなく、むしろその中身は空虚である（ランシエール 2005 : 67）。だがしかし、この空虚なる前提としての知性の平等がなければ、「分け前なき人々」の排除や不平等をもたらすポリスの秩序を認識することすらできず、その破壊へと向かう「政治」もまた不可能となる。ドゥジナスは、この「ポリス」／「政治」の概念に言及する中で「・・・普遍性ないしは、平等性の原理（ここでは、この二つは同義語である）は、排除された人々、すなわち、不法滞在者、無職者、貧困者など、排除の廃止を求めて闘争する人々において具体化される」（Douzinas 2013 : 114）と論じており、前提あるいは公理としての「平等」が「政治」闘争をつうじてポリス的秩序の中心に刻み込まれるのである。

このような「政治」闘争を示す具体例として、ランシエールは、女性の被選挙権が認められていなかった一八四九年当時のフランスで立候補を表明した、ジャンヌ・ドロワンをとり上げる<sup>10</sup>。彼女の立候補は、その前提において「平等」を享受すべき市民であり主権者である女性にその分け前を認めず、彼女たちを排除するポリス的秩序の矛盾を示すものであった。この闘争をつうじて「感性的なものの分割＝共有における社会的な身体の不平等な配分の秩序と、話す存在一般の平等な能力の秩序」（ランシエール 2005 : 80）との歪みが暴露され、感性的なものの布置が塗り替えられることとなったのである。これこそが、前提あるいは公理としての「平等」にもとづいてポリスの秩序を切断する「政治」であり、平等を前提や公理として掲げるランシエール／ドゥジナスの「人権」概念の重要な要素を構成しているのである。

### 3.3 人権と「主体化」の問題

「ポリス」の秩序とそれを切断する「政治」という二項対立的な概念の関係性について、ランシエールは「間違い（tort）」という言葉を用いて説明する。彼によれば「この間違いとは、一つの世界に住まう二つの世界の対立そのもの、矛盾以外の何ものでもない」（同書：56）。それは、「分け前なき人々」の存在が認知されない世界と認知される世界との隔たりであり、この世界を係争の共同体へと変質させるものに他ならない。そして「政治とは、平等を特質とする論理が間違いの治療という形式をとるような実践」（同書：69）であり、

---

<sup>9</sup> ジョゼフ・ジャコト（1770-1840）は亡命先のオランダ、ルーヴェン大学でフランス文学の講義を担当するが、自身がオランダ語を話せず、学生もフランス語を理解していなかったことから、やむなく『テレマックの冒険』の対訳本のみを与え、自分たちでフランス語を学習させた。その結果、教師が説明を行わなくても、学生は十分にフランス語を習得することができた。ここからジャコトは、「すべての人間は平等な知性をもっているという原則」にもとづいて、子どもたちの知性を解放することで、教師がいなくても各自が知性を働かせて学ぶことができると考え、実践した（ランシエール 2011）。

<sup>10</sup> ジャンヌ・ドロワンについては、加藤節子 1995 : 第四章に詳しく紹介されている。

それは「主体の問題、あるいはむしろさまざまな様式の主体化の問題である」（同書：69）と指摘する。この「主体化」について、ランシエールはフランスの革命家オーギュスト・ブランキの裁判を例に説明している。この裁判で裁判長が職業（profession）を尋ねた際、ブランキは「プロレタリアート」と答えた。これに対し、裁判長は直ちに「それは職業ではない」と否定する。しかし、ブランキは裁判長に対して「それは、労働で生計を立て、政治的権利を奪われている三千万人のフランス人の職業＝態度表明（profession）である」（同書：72-73）と反論する。ここでブランキが主張する「プロレタリアート」とは手工業労働者や工場労働者といったポリス的秩序が予定する「職業」でもなければ、一定の原理にもとづいて組織された集合体でもない。それはただ、政治的権利を奪われた分け前なき者たちの集団としてのプロレタリアートである。しかし、この態度表明がポリス的秩序の「間違い」を暴露し、共同体秩序に係争をもたらすのである。そして、この係争がポリスの内なる同一性に亀裂を生み、その帰属意識との隔たり、あるいは差異としての「主体化」を実現する。つまり、ランシエールが言う「主体化」とはポリス的秩序からの離脱であり、平等を前提とする世界で自身の分け前の不在という「間違い」を測定し、そのズレを表出し、ポリスの矛盾を顕在化させる一連の行為に他ならず、そのプロセスにおいて「抵抗の主体」が生み出されるのである。

さらにランシエールは、この主体化を人権の概念と重ね合わせることで、市民権と人権との間に存在する矛盾を越えて、人権に積極的な意義を見出そうとする。彼は、ハンナ・アレントによって提起された人権のパラドクスを起点に、人権、市民権、主体化について考察している<sup>11</sup>。アレントは、前—国家的かつ神聖不可侵であるはずの人権がその前提に反して、市民権を持たない難民には認められず、その救済が保障されていないという問題を提起した。これに対しランシエールは、市民権を持たない「人間」が前提ないしは公理としての「平等」を背景に「市民」の地位を演じ、市民権を持つ存在として振る舞うことでポリス共同体に係争が生じ、「政治的主体化」が実現されると指摘する。つまり、難民もまた「市民」としての地位と権利を主張し、そのように振る舞うことで主体化のプロセスを実践し、抵抗の主体となることができるのである。そして、この主体化のプロセスこそが「平等」を前提とする「人権」概念の意義であり、このプロセスをつうじて「人権」は分け前なき人々のものになるとの結論が導かれる。

しかしながら、この独創的な「人権」概念はポリス的秩序（あるいは、市民権秩序）への政治的侵犯や抵抗を現実世界において支えることができるのであろうか。ランシエール自身も危惧しているように、国民国家の政治空間が官僚等によるマネジメントに依拠したコンセンサス政治と化し、共同体における権利紛争が専門家集団による調整の過程で解決される現在の状況において、このような「人権」実践はポリス的秩序の「間違い」を切断し破壊する「政治的主体化」を導くことなく、コンセンサス政治と専門家集団のロゴスに

<sup>11</sup> ランシエールにおける人権と「主体化」をめぐる議論については、関 2022：242-244 を参照。

## コミュニズムの理念と「人権」

よってポリス的秩序に回収されてしまうのではないだろうか (Rancière 2004 : 306)。特にドゥジナスは、人権の二重性という観点から、こうしたランシエールの危惧をより深刻に受け止めている。

抵抗や革命への権利が人権条項から削除されて以降、人権は「権利」という概念の系譜を遡り、分け前なき人々の分け前を否定する *dominium* へと傾きを変えた。つまり、権利とは「所有」であり、所有権秩序という名の「ポリス」が社会全体を覆うこととなったのである。この意味での人権は、今日のリベラリズムの思想において中心的な役割を果たしており、権利の概念は「分け前ある人々」の欲望と選択の自由を原動力とするネオリベラルな資本主義を正当化する根拠ともなっている。そして、それは同時に「分け前なき人々」の訴えを — ウェンディ・ブラウンが指摘するように — 資本によるメディア支配をつうじて感性的な次元で不可視化し、周縁化するのである。これにより、人権の観念によって喚起されてきた不平等や抑圧の感覚がかき消され、少数者による人権救済の訴えが司法というポリス的秩序によって技術的な問題へと些末化される。抵抗や革命という人権のもう一つの側面が「政治」の舞台に現れることなく、人権が既存の均衡を維持する調整作用の役割を果たすことで、テクネーとディケーの闘争としてのアディキアは覆い隠されることとなるのである。それゆえドゥジナスは、ランシエールが提起する「政治」や「主体化」の概念によってもなお、人権が *dominium* を起源とするポリス的秩序の内部に絡め取られてしまうのを避けることはできないとして、さらにラディカルな「人権」概念を追究する。

### 4. 「コミュニズムの理念」による人権のラディカルな再構成

コミュニズムの理念は「平等の公理 (the axiom of equality)」を前提とする。そのうえでドゥジナスは「何であれ平等の公理を否定するものに抗う抵抗権や革命権はコミュニズムの理念の規範的公理を形成する」(ドゥジナス/ジジエク 2012 : 160) と述べる。つまり、コミュニズムの理念は、平等と抵抗/革命への権利がそれぞれ結び合うことで成立する。そこで本節では、彼が「平等の公理」と呼ぶものについて明らかにするとともに、抵抗/革命への権利を含む、ドゥジナスの「人権」論の全体像を浮かび上がらせる。

#### 4.1 平等の公理

フランス人権宣言はその第一条で「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」と規定する。リベラリズムを中心とするこれまでの一般的な法理論はこの文言を「限定的な発語内行為力を備えた統制的理念」(同書 : 156) として、言わば、規範的な観点から解釈し、その実現のための法的・政治的制度を構築してきた。つまり、人は自由かつ権利において平等な存在ではないが、法的・政治的制度によってその実現が図られてきたのである。しかし人権や権利の概念が *dominium* に起源を有し、ランシエールの言うポリス的秩序の下にある限りにおいて、自由と平等は現状維持の不文律に反しない諸条件の範囲内でのみ拡張されるに過ぎない。このことは、機会の平等を基本とする法的平等が

社会的・経済的格差を再生産し続けてきたことから明らかである。ドゥジナスの表現に従えば、それは「平等の名の下で生み出された不平等」であり、「現代におけるアディキアを示す究極的徴候」（同書：157）に他ならない。

これに対しコミュニズムは、平等を「条件を課された規範」から「無条件の公理」へと転換させる。つまり、「自由かつ権利において平等である」という文言を存在論的な事実と捉え、これを前提ないしは公理とするのである。それは、ランシエールが「分け前なき人々の分け前」と呼ぶものを「前提」として認める世界であり、コミュニズムの理念における人権としての「平等」の在り方に他ならない。ドゥジナスはその具体的な姿を次のように描いている。

・・・保険医療は、手段の如何に依らず、それを必要としているすべての者のためのものである。居住と労働の権利は、国籍を問わず、自らがその世界の一員であると考えているすべての者のものである。政治的活動は、市民権の有無にかかわらず、そして人権法の明示的な禁止に反しても、すべての者が自由にたずさわることができるものである。（同書：159）

ドゥジナスが語るこの世界は、「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて」というコミュニズムのスローガンをそのまま映し出している。コミュニズムの理念はこれまでの世界を逆転させ、平等を公理として前提する。それゆえ「説明を要するのは公理的平等ではなく、その歪みと衰退の歴史なのである」（Douzinas 2013：171-172）。この世界像にもとづくならば、不平等が存在するという事実それ自体が不正義の感覚を掻き立て、人々は格差の是正と社会的承認を求めて、抗議、抵抗、占拠、蜂起、そして革命へと至ることとなる。なぜなら、不平等や不公正は国家と法によって生み出されているのであり、既存の体制を転換することこそが「平等」を回復する方途であると認識されているからである。それゆえ「コミュニズムは平等を抵抗権と革命権とをより合わせることで読み解く」（ドゥジナス／ジジエク 2012：157）という彼の言葉のとおり、この不正義＝アディキアとの対峙が闘争的主体を生み出すのであり、その闘争を支える抵抗／革命への権利こそがコミュニズムの理念における「人権」のもう一つの姿となるのである。

## 4.2 抵抗と革命への権利

公理あるいは前提としての平等を政治的主体化のプロセスをつうじて実現しようとしたランシエールとは異なり、ドゥジナスは「抵抗」と「革命」への権利に訴えることでその実現を企てる。抵抗権とその延長線上にある革命権とを人権リストに復活させようとする彼の試みは、今日の法理論においても極めてラディカルで独創的なものである。

ドゥジナスは議論の前提として、多くの近代国家がその起源に創設的な暴力を内包しており、国家の誕生は「革命、戦争での勝利や敗北、植民地占領もしくは解放の結果」（同書：

158)であることを確認する。勿論、革命での暴力は、それが行使された時点において違法であり、政府は民衆の蜂起が遵法責務や民主政過程を無視するものであるとの批判を繰り返すとともに、治安と秩序の回復を目指して実力を行使する。しかし革命は、それが成就した後は新憲法の制定によって遡及的に正統化される。新たに創設された政府は「法への権利 (right to law)」を有しており、自ら制定した憲法と法によって国家創設時の暴力を正統化することができるのである。今日の国家もそうした過程を経て創設の起源を遡及的に正統化していることを忘れるべきではないとドゥジナスは指摘する。

こうした国家創設の歴史をたどれば、その歴史は抵抗と蜂起に満ち溢れており、国家は暴力によって生み出され、暴力によって倒され、再び暴力によって創られる。そして現在もなお、世界中で革命へと向かう可能性を含んだ政治闘争が渦巻いている。母国ギリシアの軍事政権に対する抵抗運動や近年の反緊縮運動<sup>12</sup>を知るドゥジナスは、そうした認識の下、国家や政治体制の存立基盤は脆弱であり、「法への権利」はつねに力による挑戦にさらされ続けていると指摘したうえで、次のように述べる。

抗議する者たちのほとんどは、ベンヤミンの法維持的暴力に闘いを挑み、より大きな不正義を強調するために公共的秩序の法規に違反する。抗議する者たちがあれこれ改革や譲歩を求めている間は、それらがいかに重要なものであっても、国家は応じることができる。国家が恐れるのは、法の諸関係を転換し、己が法への権利をもつとする、力による国家権力への根本的な挑戦である。(同書：159)

革命はその暴力性によって批判されるが、革命権は法の自己矛盾であるとの理由で否定される。しかし、平等の公理は必然的に抵抗を呼び起こし、抵抗権というかつての人権を復活させる。そして、その延長線上に位置する革命権は、たとえ成文化されることがなくとも消え去ることはない。ドゥジナスは、近代国家の法維持的暴力によって抵抗権が人権リストから消去され、革命の可能性が失われたとしても、そこで生まれる不正義に対しては抵抗と革命の権利をもって対抗しなければならないと述べて、次のように強調する。

・・・不正義をしっかりと把握しなければ、コミュニズムの理念も正義論もこれを成し遂げることはできない。不正義への憤慨、そしてそれに立ち向かうという決断は、権利と(形式的)平等とを内容とする今日の秩序(ディケー)の要請に抗してのみ現れ得る。革命による平等は、権利文化の拒絶であるとともにその止揚なのである。(同書：161)

---

<sup>12</sup> ギリシアの経済危機については、尾上 2017 及び田中 2016 を参照。ネオリベラルな資本主義による緊縮政策と闘う当時のギリシアをドゥジナスは「抵抗の時代」と捉えていた(尾上 2017：337)。

dominium を基調とする「権利」概念に依拠した人権論を乗り越えて、不正義への抵抗と革命への権利を人権論に復活させることで、ドゥジナスは今日の権利概念の刷新を図る。これこそが彼の人権論の核心であり、抵抗と革命による平等の実現というコミュニズムの理念なのである。

#### 4.3 コミュニズムの理念と人権、あるいは「スタシス・シンタグマ」

ドゥジナスの人権論は、ネオリベラルな資本主義のグローバルな展開に反対する人々の抵抗運動を念頭に置いている<sup>13</sup>。彼らは経済的・社会的弱者を排除し、「使い捨て」にするグローバルな資本の不正義に異議を唱える。これについてドゥジナスは、現代の人権論の基盤が普遍的個人主義と共同体主義によって構成されていると述べたうえで、そのいずれもが「何をもって人間とみなすかを決定した後に、それ以外を頑なにまで無視し、そうした考えに抵抗するすべての者を使い捨てにできるとするヒューマニズム」（同書：160）に依拠していると指摘する。すなわち、普遍的個人主義は論理的に一貫した規範的価値を備えた「顔」を持たない個人を想定し、共同体主義は共通の歴史、伝統、文化の中に埋め込まれた人々を「人間」として捉える。それゆえ、この両者は「すべての人間が個別的な存在（a singular being）であり、過去の経験、欲望、夢と、未来への予想、予期、計画とをつなぐ再現不可能な連なりとしての固有の存在である」（Douzinas 2019：99）ということが無視しているとして批判される。今日の人権論は人々を一定のヒューマニティの枠組みに押し込むと同時に、そこから外れた者を排除することで、私たちが「共にあること（Being in common）」を不可能にしているのである。

これに対して、コミュニズムの理念は「人間」を何らかの本質や目的によって規定せず、無根拠性や非本質という概念によって示そうとする。それは、すべての者に平等な個別性を認めることを意味しており、排除も分断も存在し得ない。その例としてドゥジナスは、「スタシス・シンタグマ（Stasis Syntagma）」を引き合いに出す。スタシス・シンタグマとは、財政危機に瀕したギリシア政府による緊縮政策に反対するため、二〇一一年にアテネ中心部のシンタグマ駅とその広場を占拠して行われた抗議活動である（Stone et al.：39-41）。この抗議活動では債務負担の拒否と直接民主制の導入とを求めて、連日数千人の人々が集まり議論を交わした。これについてドゥジナスは「平等の公理が占拠運動の理論的、実践的基盤を形成した」（Douzinas 2013：170）と述べ、その意義を強調する。

スタシス・シンタグマでは、集まった群衆（マルチチュード）の政治的平等化が重要な意味をもち、それがあらゆる部分で徹底化された。ドゥジナスは、その占拠運動の特徴について次のように述べている。

<sup>13</sup> ドゥジナスが例として挙げるのは、サッチャー政権時代の一九八四年にイギリスの炭鉱労働者が実施したストライキ、反グローバリズム運動による一連のデモ、ギリシアの反緊縮運動、ラテン・アメリカ諸国での反ネオリベラリズム運動などである。

## コミュニズムの理念と「人権」

誰であれ広場に集った人々は皆、自らの意見を伝える時間を等しく与えられ、それらを議論して受け入れられれば、その意見にしたがって行動する。無職者にも大学教授にも平等な発言時間が与えられ、等しく活発な議論がなされて、採否の投票が行われる。これはまさしく直接民主制の活動である。つまり、そこでは既存の「自然な」不平等やヒエラルキーが脱階級化され、「専門家」の「客観的」な知識も知性の平等に服し、否決される可能性もある。代表 (representation) と代理 (substitution) は、現存在 (presence) とプレゼンテーションに置き換わった。マルチチュードが論争し、あらゆる問題と争点を解決することが可能となったのである。(Douzinas 2013 : 171)

代表民主制と政府の機能不全（そして腐敗）によって引き起こされた財政危機に対する抵抗運動の中で、平等の公理は直接民主制と結び付いた。「近代民主主義は選挙の時のみの実質的平等を強制する」、「私たち人民は投票所で候補者の名前にバツを付ける際の数秒間のみ主権者であるに過ぎない」(ibid : 171) というドゥジナスの言葉のとおり、「顔」なき人々による多数決は、多数派共同体による支配と少数派の排除をもたらし、分断を深刻化させる。これに対し直接民主制の下では「平等は不平等な社会構造を廃棄する義務を生み出す社会的、経済的権利へと転換する」(ibid : 171)。つまり、形式的な投票権の平等から一群の「個別的な存在者」による平等な討議へと移行することで、社会経済構造の実質的な平等化を図るための議論が展開されたのである。勿論、こうした分析はドゥジナス自身の経験に依拠しており、「平等の公理」や「知性の平等」に対する彼の厚い信頼にもとづくものである。しかし、スタシス・シンタグマがコミュニズムの人権論のアクチュアリティを鮮明に映し出す一つの「出来事」であったことは間違いない。

### 5. おわりに

本稿では、ドゥジナスが「コミュニズムの理念」から導き出した独自の人権論について、その全体像を素描した。ネオリベラルな統治に正統性を付与する現代リベラリズムの人権論を批判するとともに、共同体的価値によって民衆を分断する共同体主義にも批判の眼を向けるドゥジナスが目指すのは、公理としての平等であり、その実現のための抵抗／革命への権利であった。これが彼の人権論のエッセンスであり、現代におけるコミュニズムの姿の一断面であることは間違いない。しかしその理論の全体像は、ブロッホ的ユートピアとも言うべき潜在性をまとっており、来たるべき世界を描き出そうとしているが故に抽象的である。特に直接民主制を理想とする平等論では、いかなる統治形態が構想されるのかが明確ではなく、本稿の成果を手掛かりに今後も追究を続ける必要がある。

さらに議論を拓けば、「コミュニズムの理念」を掲げる以上、中央集権的な国家体制に対する評価や、そもそもドゥジナス自身が国家の存在を前提とするのか否かという論点についても解明しなければならない。これらは、ドゥジナスの人権論と現今の社会主義国家体制における「人権」概念との相違を明確化することによっても明らかとなるであろう。

## 関

これら残された課題に向き合うことで、ドゥジナスがコミュニズムの理念から導き出した「人権」概念のさらなる可能性を切り拓くことができるはずである。

## 謝 辞

本研究は科学研究費補助金「「コミュニズムの理念」と法理論 — ネオリベラリズム統治批判以後の批判法学」（課題番号 21K01097, 研究代表者：関 良徳）および、科学研究費補助金「ネオリベラリズム統治に対する批判的法理論の分析とポストモダン人権論の構築」（課題番号 18K01209, 研究代表者：関 良徳）による研究成果の一部である。

## 引 用 文 献

- デリダ J. (増田一夫訳) 『マルクスの亡霊たち』 藤原書店, 2007 年。
- ドゥジナス C. / ジジエク S. (長原 豊監訳) 『共産主義の理念』 水声社, 2012 年。(但し、引用に際して訳文は変更している。)
- 深田三徳「人権概念の生成・発展についての覚え書 — 「譲渡可能な権利」から「不可譲の権利」へ」『同志社法學』第 42 巻第 1 号, 1990 年。
- カント I. (樽井正義・池尾恭一訳) 「人倫の形而上学」『カント全集』第 11 巻, 岩波書店, 1999 年。
- 加藤節子『1848 年の女性群像』法政大学出版局, 1995 年。
- 尾上修悟『ギリシア危機と揺らぐ欧州民主主義 — 緊縮政策がもたらす EU の亀裂』明石書店, 2017 年。
- ランシエール J. (松葉祥一・大森秀臣・藤江成夫訳) 『不和あるいは了解なき了解 — 政治の哲学は可能か』インスクリプト, 2005 年。
- ランシエール J. (梶田 裕・堀 容子訳) 『無知な教師 — 知性の解放について』法政大学出版局, 2011。
- 関 良徳「人権論のパラドクスと抵抗への権利 — コスタス・ドゥジナスの批判法学」『一橋法学』第 19 巻第 1 号, 2020 年。
- 関 良徳「ネオリベラリズム統治批判からコミュニズムの「人権」論へ」『信州大学教育学部研究論集』第 16 号, 2022 年。
- 鈴木康丈「平等の力 — ジャック・ランシエールの政治哲学」『国際文化学』第 9 号, 2003 年。
- 田中素香『ユーロ危機とギリシャ反乱』岩波書店, 2016 年。
- Bloch, E. *Naturrecht und menschliche Würde*, Suhrkamp, 1977.
- Douzinas, C. *Philosophy and Resistance in the Crisis*, Polity Press, 2013.
- Douzinas, C. *The Radical Philosophy of Rights*, Routledge, 2019.
- Rancière, J. “Who is the subject of the Rights of Man?” in *South Atlantic Quarterly*, no. 103, 2004.
- Stone, M., Wall, I. & Douzinas, C. *New Critical Legal Thinking : Law and the Political*, Routledge,

## コミュニズムの理念と「人権」

2012.

Tuck, R. *Natural Rights Theories : Their Origin and Development*, Cambridge UP, 1981.

(2022年11月30日 受付)

(2023年 2月 6日 受理)